

低炭素電気の普及の促進に関する指針

施行 令和5年5月1日

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年横浜市条例第58号。以下「条例」という。）第146条の6の規定により、低炭素電気の普及の促進に関する指針を次のとおり定め、令和5年5月1日から施行する。

なお、低炭素電気の普及の促進に関する指針（平成31年横浜市告示第167号）は、廃止する。

1 総則

(1) 目的

この指針は、低炭素電気の普及の促進に係る措置に関する事項等を定めた計画（以下「低炭素電気普及促進計画」という。）の作成及びその実施状況の報告の方法等について定めるものである。

(2) 用語

この指針において使用する用語は、条例及び条例施行規則（平成15年横浜市規則第17号）において使用する用語の例による。

2 低炭素電気普及促進計画の作成及びその実施状況の報告

特定電気供給事業者は、下記に掲げる事項を記載した低炭素電気普及促進計画書兼報告書を別に規定するマニュアルに基づき作成し、低炭素電気普及促進計画書兼報告書提出書を添えて市長に提出すること。

(1) 特定電気供給事業者の概要

(2) 対象年度

(3) 低炭素電気の普及の促進のための基本方針

(4) 推進体制

(5) 低炭素電気普及促進計画書兼報告書の公表方法

(6) 電源構成の公表状況

(7) 電気需要者への低炭素電気の普及の促進に係る措置

(8) 電気の供給に伴い排出される1kWh当たりの二酸化炭素の量及び抑制計画

(9) 電気の供給に伴い排出される二酸化炭素の量

(10) 電気の調達実績

販売のために調達した電気量並びに再生可能エネルギーを利用した電気の調達量及び未利用エネルギーを利用した電気の調達量等を記載する。

(11) 調整後二酸化炭素排出量の算定に用いた国内認証排出削減量等

(12) 再生可能エネルギー・未利用エネルギーを利用した電気及び国内認証排出削減量等の調達の促進に係る取組の実施状況及び計画

(13) その他の低炭素電気の普及の促進に係る措置

3 公表

(1) 特定電気供給事業者による公表事項

条例施行規則第90条の6第3項に規定する特定電気供給事業者が公表する事項は、低炭素電気普及促進計画書兼報告書の内容とする。

(2) 市長による公表事項

条例施行規則第90条の6第4項に規定する特定電気供給事業者から提出された低炭素電気普及促進計画等について市長が公表する事項は、低炭素電気普及促進計画書兼報告書の内容とする。